

Finding New Value.
Simply For Your Pleasure.

TORIDOLL→

株式会社トリドールホールディングス
第31期 定時株主総会招集ご通知



Finding
New Value.

Simply
For Your
Pleasure.

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

株式会社 トリドールホールディングス

代表取締役社長 栗田 貴也

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう、強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記	
日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
場 所	東京都渋谷区南平台町16番17号 住友不動産渋谷ガーデンタワー1F ベルサール渋谷ガーデン 本年も、感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる客席数が、例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
会議の目的事項	<p>報告事項 1. 第31期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第31期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 資本準備金の額の減少の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 ストック・オプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件</p>
	以上

株主総会ご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。また、株主懇談会は開催いたしません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

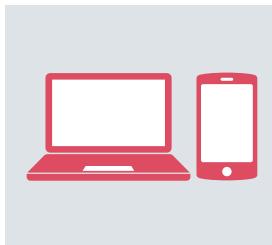
株主総会にご出席されない場合

書面（議決権行使書） による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

インターネット による議決権の行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトより、2021年6月28日（月曜日）午後6時までにご行使ください。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を当日会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「社外取締役の独立性の判断基準」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況」、「連結持分変動計算書」、「連結計算書類の注記」、「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（右記）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（右記）において、修正後の事項を掲載させていただきます。



<https://www.toridoll.com/>

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本定時株主総会終了まで、大切に保管してください。パスワードのお電話等による照会には、お答えすることができません。また、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット等で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 準備金の額の減少の理由

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の柔軟性・弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金4,285,805,059円のうち4,285,805,059円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2021年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役（監査等委員）全員（3名）が委員かつその過半数を占める指名委員会の答申を経ております。また、監査等委員会においても、指名委員会での審議を踏まえ、各候補者を取締役に選任することが当社の企業価値の向上に資すると判断し、本議案が妥当であるとの決議がなされております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1

あ わ た た か や
栗 田 貴 也

1961年10月28日生 59歳

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年 8月 自営業（トリドール三番館開業）
- 1990年 6月 有限会社トリドールコーポレーション設立、代表取締役社長
- 1995年10月 株式会社トリドール（現、株式会社トリドールホールディングス）へ組織変更、代表取締役社長（現任）

所有する当社株式数	27,575,472株
取締役会出席率	100% (19/19回)
本総会終結時の在任期間	31年

取締役候補者とした理由

栗田貴也氏を取締役候補者とした理由は、同氏が当社の創業以来一貫して当社の経営に携わり当社事業を熟知しているほか、迅速かつ的確な意思決定能力および適切なリスク管理能力を有しており、引き続き今後の当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に欠かせないものと判断したためであります。

2

た な か
田 中き み ひ ろ
公 博

1970年7月10日生 50歳

再任



所有する当社株式数	10,642株
取締役会出席率	100% (19/19回)
本総会終結時の在任期間	9年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月 東拓工業株式会社入社
 2005年 1月 山田ビジネスコンサルティング株式会社入社
 2008年 4月 株式会社サンマルクホールディングス入社
 2008年 9月 株式会社サンマルクカフェ出向
 2009年 4月 同社取締役執行担当
 2010年 6月 同社常務取締役
 2011年 4月 当社入社
 2011年 7月 当社営業本部長
 2012年 6月 当社取締役営業本部長
 2016年 4月 当社常務取締役第2営業本部長
 2018年 12月 当社常務取締役海外事業本部長
 2020年 1月 当社常務取締役海外事業本部長兼国内事業本部長
 2020年 2月 当社常務取締役国内事業本部長（現任）

当社における担当 国内事業本部長ならびに海外事業本部、BT本部および立地開発部担当
重要な兼職の状況 Tam Jai International Co. Limited取締役

取締役候補者とした理由

田中公博氏を取締役候補者とした理由は、同氏が外食業等の経営に関する経験と知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かして営業実績を上げており、引き続きその能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。

3

か み は ら

神原

ま さ と し

政敏

1959年1月30日生 62歳

再任



所有する当社株式数	7,402株
取締役会出席率	100% (19/19回)
本総会最終時の在任期間	3年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 株式会社ウエンコジャパン（ダイエーグループ）入社
- 2003年 6月 フードビジネスコンサルティング設立
- 2013年 7月 当社品質管理室長
- 2013年 9月 当社購買部長
- 2015年 1月 当社購買部長 兼 商品部長
- 2016年 2月 当社執行役員購買部長 兼 商品部長
- 2016年 4月 当社執行役員商品本部長
- 2018年 6月 当社取締役商品本部長
- 2019年 4月 当社取締役SCM本部長
- 2020年 1月 当社取締役SCM本部長 兼 商品開発部長（現任）

当社における担当 SCM本部長 兼 商品開発部長

取締役候補者とした理由

神原政敏氏を取締役候補者とした理由は、同氏が大手流通企業在籍時および独立後のコンサルタントとしての経験を通じて商品の川上から川下まで幅広い知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かして、当社の食材調達ルート拡大や原価低減等に貢献しており、引き続きその能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。

4

すぎ やま

杉山

たか し

孝史

1977年5月23日生 44歳

新任



所有する当社株式数

1,279株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2001年 4月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現、アビームコンサルティング株式会社）入社
 2006年 8月 アビームM&Aコンサルティング株式会社入社
 2015年 7月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社
 2017年 6月 同社執行役員パートナー
 2019年 2月 当社入社
 2019年 7月 当社海外事業本部海外事業準備室長
 2019年10月 当社海外事業本部海外事業企画部長
 2020年 2月 当社執行役員海外事業本部長（現任）

当社における担当 海外事業本部長

重要な兼職の状況 Tam Jai International Co. Limited取締役

取締役候補者とした理由

杉山孝史氏を取締役候補者とした理由は、同氏が経営コンサルティング会社における業務を通じて培われた海外事業に関する経験と知見を有している上、当社入社後はその経験と知見を活かして、当社の海外事業の発展に貢献しており、その能力が当社の経営に欠かせないものと判断したためであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知の発送日現在の年齢であります。
 3. 当社は、各取締役候補者の選任が承認された場合は、各氏との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約の締結を予定しております。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1 うめ き とし や す 梅木 利泰

1961年8月11日生 59歳

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任



所有する当社株式数	6,100株
取締役会出席率	100% (19/19回)
監査等委員会出席率	100% (14/14回)
本総会終結時の在任期間	監査役 4年 監査等委員 6年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現、有限責任 あずさ監査法人）入所
- 1997年4月 公認会計士登録
- 2003年10月 日野総合会計事務所所長（現任）
- 2003年11月 税理士登録
- 2008年9月 株式会社日野ビジネスコンサルティング（現、SFCブレインコンサルティング株式会社）代表取締役（現任）
- 2011年6月 当社監査役
- 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
- 2016年6月 監査法人 アイ・ピー・オー社員
- 2019年6月 監査法人 アイ・ピー・オー代表社員（現任）

重要な兼職の状況 日野総合会計事務所所長、
SFCブレインコンサルティング株式会社代表取締役、
監査法人 アイ・ピー・オー代表社員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

梅木利泰氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。選任後は、特にその専門的な知見および経験から経営の監督および提言をしていただくとともに、監査等委員長ならびに指名委員長および報酬委員長として当社のコーポレート・ガバナンス向上をリードしていただくことを期待しております。

2

う め だ
梅 田ひ ろ あ き
浩 章

1966年12月13日生 54歳

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任



所有する当社株式数	500株
取締役会出席率	95% (18/19回)
監査等委員会出席率	93% (13/14回)
本総会最終時の在任期間	監査等委員 4年

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1994年10月 朝日監査法人（現、有限責任 あずさ監査法人）入所
- 1998年 4月 公認会計士登録
- 2004年 8月 梅田浩章公認会計士事務所所長（現任）
- 2004年 9月 税理士登録
- 2011年 3月 不二精機株式会社社外監査役（現任）
- 2013年 4月 株式会社イーサーブ代表取締役（現任）
- 2017年 6月 監査法人アイ・ピー・オー社員（現任）
- 2017年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況 梅田浩章公認会計士事務所所長、
不二精機株式会社社外監査役、
株式会社イーサーブ代表取締役、
監査法人アイ・ピー・オー社員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

梅田浩章氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。選任後は、特にその専門的な知見および経験から経営の監督および提言をしていただくとともに、監査等委員ならびに指名委員および報酬委員として当社のコーポレート・ガバナンス向上のために活動していただくことを期待しております。

3

か た お か ま き

片岡 牧

1971年2月24日生 50歳

社外取締役候補者

再任

独立役員候補者



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年12月 弁護士登録、堂島法律事務所入所
 2014年 6月 株式会社地域経済活性化支援機構へ出向
 2016年 9月 堂島法律事務所へ復帰
 2017年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況 堂島法律事務所 弁護士

所有する当社株式数	600株
取締役会出席率	100% (19/19回)
監査等委員会出席率	100% (14/14回)
本総会終結時の在任期間	監査等委員 4年

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

片岡牧氏を社外取締役候補者とした理由および同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、同氏が、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。選任後は、特にその専門的な知見および経験から経営の監督および提言をしていただくとともに、監査等委員ならびに指名委員および報酬委員として当社のコーポレート・ガバナンス向上のために活動していただくことを期待しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 各監査等委員である取締役候補者の年齢は、本定時株主総会招集ご通知の発送日現在の年齢であります。
 3. 梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 6. 当社は、梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏の再任が承認された場合は、各氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約の締結を予定しております。
 7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認されたと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

と よ だ こ う じ
豊 田 孝 二

1968年2月3日生 53歳

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

一株

略歴および重要な兼職の状況

- 1991年 4月 明治生命保険相互会社（現、明治安田生命保険相互会社）入社
- 1996年10月 朝日監査法人（現、有限責任 あずさ監査法人）入所
- 2004年10月 弁護士登録、弁護士法人三宅法律事務所入所
- 2004年11月 公認会計士登録
- 2012年 4月 アクシア法律会計事務所所長（現任）
- 2013年12月 太洋マシナリー株式会社社外監査役（現任）
- 2015年11月 学校法人大阪経済大学監事
- 2017年 3月 株式会社ダイサン社外取締役（監査等委員、現任）

重要な兼職の状況 アクシア法律会計事務所所長、
太洋マシナリー株式会社社外監査役、
株式会社ダイサン社外取締役（監査等委員）

補欠の社外取締役候補者とした理由 および期待される役割の概要

豊田孝二氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が、公認会計士・弁護士として培われた専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役就任後、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。監査等委員である取締役に就任した場合には、特にその専門的な知見および経験から経営の監督および提言をしていただくとともに、監査等委員ならびに指名委員および報酬委員として当社のコーポレート・ガバナンス向上のために活動していただくことを期待しております。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者豊田孝二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である取締役候補者豊田孝二氏の年齢は、本定時株主総会招集ご通知の発送日現在の年齢であります。
3. 豊田孝二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
4. 当社は、豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
5. 当社は、豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。豊田孝二氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案

ストック・オプションとして、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記の要領により、ストック・オプションとして、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本議案において同じ。）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役、執行役員および従業員に対して新株予約権を発行することならびに新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、2015年6月26日開催の第25期定時株主総会において、ご承認いただいております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬（年額500,000,000円）および監査等委員である取締役の報酬（年額100,000,000円）の範囲内で、当社取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」をご承認いただいた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」をご承認いただいた場合、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となり、このうち、本議案に係る新株予約権の付与を予定する取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）です。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役、執行役員および従業員の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるために、次の要領により新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役、執行役員および従業員

(2) 新株予約権の総数

6,800個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

本議案の承認決議に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権については、その引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の数

1,360,000株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式200株（以下、「付与株式数」という。）とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、本定時株主総会における決議後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲でこれを調整する。

以上の調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2024年6月29日から2031年6月28日まで

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- (i) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (ii) 増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- (i) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - (ii) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - (iii) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - (iv) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (v) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
- ⑦ 新株予約権の取得事由および取得の条件
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (ii) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑧ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2.(4)①に準じて決定する。

- (iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2. (4) ②に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、前記 (iii) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (v) 新株予約権を行使することができる期間
前記2. (4) ③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から2. (4) ③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記2. (4) ④に準じて決定する。
- (vii) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (viii) 新株予約権の行使の条件
前記2. (4) ⑥に準じて決定する。
- (ix) 新株予約権の取得事由および取得の条件
前記2. (4) ⑦に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑩ 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

3. 取締役の報酬等に関する事項

前記新株予約権のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は150個、その目的である株式の数は30,000株を上限とし、監査等委員である取締役に付与する新株予約権は45個、その目的である株式の数は9,000株を上限とする。

取締役の報酬等として付与する上記新株予約権の額は、割当日において算定した上記新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数をそれぞれ乗じることにより算定するものとする。上記新株予約権1個当たりの公正価額とは、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

(注) 本議案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する新株予約権の発行については、独立社外取締役（監査等委員）全員（3名）が委員かつその過半数を占める報酬委員会の答申を経ております。また、監査等委員会においても、報酬委員会での審議を踏まえ、付与個数算出の公正性等を勘案し、妥当であるとの決議がなされております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項



1 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により厳しい状況となりました。

外食産業におきましては、労働力不足を背景とした人件費の上昇や原材料費の上昇、業種・業態を超えた競争の激化等に加えて新型コロナウイルスの感染拡大により消費マインドが悪化しており、厳しい経営環境が続いております。このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき運営してまいりました。

国内におきましては、主力業態丸亀製麺において、コロナ禍における店舗での感染防止策を実施した他、テイクアウトを強化するなど、収益の維持、拡大に向けた各種施策を積極的に実施してまいりました。また、海外におきましては、新規出店を継続するとともに進出国の市場を見極め不採算店の閉店等を実施した他、コロナ禍における各地域の状況を鑑み、テイクアウト、デリバリーの強化を行うなどの施策を実施してまいりました。

当連結会計年度の店舗数におきましては141店舗出店(うちFC等52店舗)、175店舗退店(うちFC等86店舗)した結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ、34店舗(うち、FC等34店舗)減少して1,747店舗(うち、FC等412店舗)となりました。(注1)

売上収益

1,347億60百万円
(前期比 13.9%減)



営業損失

73億36百万円
(前期比 -)



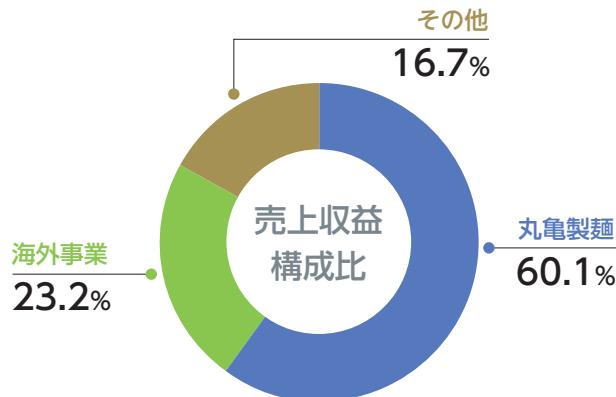
税引前損失

91億19百万円
(前期比 -)



親会社の所有者に
帰属する当期損失

54億56百万円
(前期比 -)



当連結会計年度における業績につきましては、売上収益は1,347億60百万円（前期比13.9%減）となり、事業損失（注2）は38億72百万円（前期は事業利益88億81百万円）、営業損失は73億36百万円（前期は営業利益43億67百万円）、税引前損失は91億19百万円（前期は税引前利益28億37百万円）、親会社の所有者に帰属する当期損失は54億56百万円（前期は親会社の所有者に帰属する当期利益19億56百万円）となりました。

また、EBITDAは106億92百万円（前期比57.2%減）、調整後EBITDAは173億95百万円（前期比39.8%減）となりました。（注3）

（注1）当社または当社の子会社による直営店舗以外の店舗を「FC等」といいます。

（注2）事業損失は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出し、営業損失は事業損失から減損損失、その他の営業収益およびその他の営業費用を加減算して算出しております。

（注3）EBITDAは、営業損失から非現金支出項目（減価償却費および償却費）等の影響を除外しております。

また、調整後EBITDAは、EBITDAから減損損失および非経常的費用項目の影響を除外しております。

EBITDAおよび調整後EBITDAの計算式は以下のとおりです。

・ EBITDA = 営業利益 + その他の営業費用 - その他の営業収益 + 減価償却費および償却費

・ 調整後EBITDA = EBITDA + 減損損失 + 非経常的費用項目

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

MARUGAME SEIMEN

丸亀製麺（セルフうどん業態）

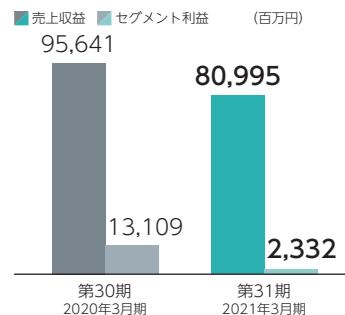


讃岐 釜揚げうどん
丸亀製麺

主要な事業内容

本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。
(想定平均顧客単価：500円前後)

売上収益／セグメント利益



ロードサイド22店舗、ショッピングセンター内9店舗の計31店舗を出店し、21店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は855店舗となりました。

この結果、売上収益は809億95百万円（前期比15.3%減）となり、セグメント利益は23億32百万円（前期比82.2%減）となりました。

OVERSEAS BUSINESS

海外事業（海外における飲食事業全般）



譚仔三哥



譚仔雲南米線



WOK
TO WALK

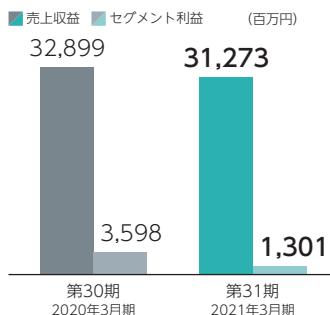


The Original
Boat
Noodle

主要な事業内容

33の国と地域で直営店およびFC等にて出店しております。

売上収益／セグメント利益



93店舗（うち、FC等52店舗）を出店し、95店舗（うち、FC等86店舗）を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は626店舗（うち、FC等404店舗）となりました。

この結果、売上収益は312億73百万円（前期比4.9%減）となり、セグメント利益は13億1百万円（前期比63.8%減）となりました。



コナズ珈琲
Kona's Coffee
Hawaiian pancake Cafe



とんかつ かつ丼
豚屋とん一



ゆりかたて肉専門店
余肉のヤマキ高店

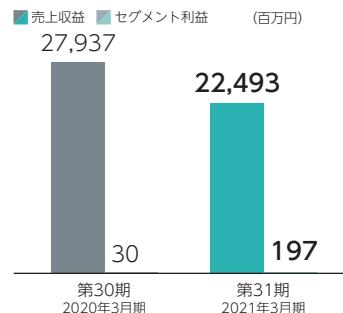


丸亀製麺
ZUNDO-YA

主要な事業内容

「カフェ」、「豚屋とん一」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

売上収益／セグメント利益



17店舗を出店し、59店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は266店舗（うち、FC等8店舗）となりました。

なお、その他には「カフェ」、「豚屋とん一」、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

この結果、売上収益は224億93百万円（前期比19.5%減）となり、セグメント利益は1億97百万円（前期比548.4%増）となりました。

なお、前連結会計年度において、一部のマーケティング関連費用を「調整額」の全社費用として計上していましたが、会社分割および組織変更に伴い、当連結会計年度より丸亀製麺セグメントおよびその他セグメントに配分する方法に変更しております。

また、前連結会計年度までは、「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とん一」、「海外事業」および「その他」に区分していましたが、当連結会計年度より事業ポートフォリオを見直し、「丸亀製麺」、「海外事業」および「その他」のセグメント区分に変更することといたしました。この変更により、国内事業は「丸亀製麺」と国内の丸亀製麺以外の「その他」の区分となります。

これにより、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

2 設備投資の状況

当社グループは、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は、国内におきましては、丸亀製麺で31店舗（ロードサイド22店舗、ショッピングセンター内9店舗）、その他で17店舗の、計48店舗を直営店にて出店いたしました。

また、海外におきましては、香港、台湾、シンガポール、米国等で41店舗を直営店にて出店いたしました。

3 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金および、計93億円の金融機関からの長期借入金をもって充たいたしました。

4 対処すべき課題

当社グループは、主力業態である「丸亀製麺」を中心に堅調な業績を維持してまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

① 国内基盤の更なる強化、収益性の向上

QSCの維持・向上をはじめ、マーケティング施策や教育の充実等により既存店の強化を図るとともに、新業態の開発やM&Aにより、新たな成長軸を設け、更なる事業の安定化を目指してまいります。

また、人的効率の改善等を実施することにより収益性の向上を図ってまいります。

(注) QSCとは、飲食店における重要なキーワードで、Q:クオリティー（品質）、S:サービス、C:クリンリネス（清潔さ）を意味します。

② グローバルマルチブランド戦略による展開

主力業態である「丸亀製麺」で創出した事業基盤を活かし、新たな付加価値を持つ業態を育成するグローバルマルチブランド戦略を展開してまいります。

なお、海外事業においては、地域の食文化に対応し展開を図っておりますが、進出国の許認可制度や不動産取引に関する商習慣などの影響によって、工期の延長、出店日の遅れを招くことも想定されます。

今後につきましては、出店立地の厳選、ノウハウの蓄積による効率的運営等を推し進め、海外事業のリスクを低減し収益性の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5 財産および損益の状況

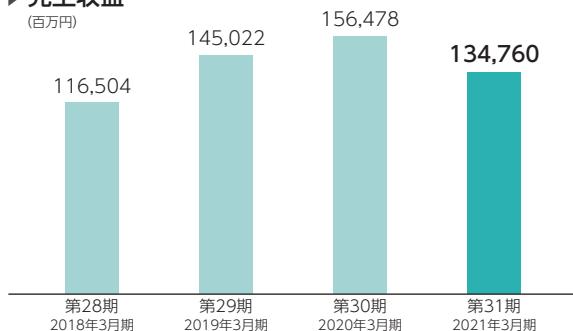
区分	国際会計基準 (IFRS)			
	第28期 2018年3月期	第29期 2019年3月期	第30期 2020年3月期	第31期 2021年3月期 (当連結会計年度)
売上収益 (百万円)	116,504	145,022	156,478	134,760
税引前利益または損失 (△) (百万円)	7,175	1,337	2,837	△9,119
当期利益または損失 (△) (親会社の所有者に帰属) (百万円)	4,665	267	1,956	△5,456
当期包括利益または損失 (△) (親会社の所有者に帰属) (百万円)	3,019	902	1,626	△4,702
基本的1株当たり当期利益 (円)	53.72	3.11	21.21	△67.71
資産合計 (百万円)	111,525	117,979	209,978	209,411
親会社の所有者に帰属 する持分 (百万円)	36,242	33,979	45,427	39,461
親会社所有者帰属持分 当期利益率 (%)	13.2	0.8	4.9	△12.9

- (注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2018年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。
2. 当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ5億68百万円減少し、2,094億11百万円（前期比0.3%減）となりました。これは主に繰延税金資産が前連結会計年度末に比べ43億14百万円増加した一方で、有形固定資産、持分法で会計処理されている投資がそれぞれ前連結会計年度末に比べ26億26百万円、10億86百万円減少したことによるものです。
3. 「基本的1株当たり当期利益または損失 (△)」は、「親会社の所有者に帰属する当期利益または損失 (△)」から当社普通株主に帰属しない金額を控除し算定しております。

ご参考：連結財務ハイライト（国際会計基準）

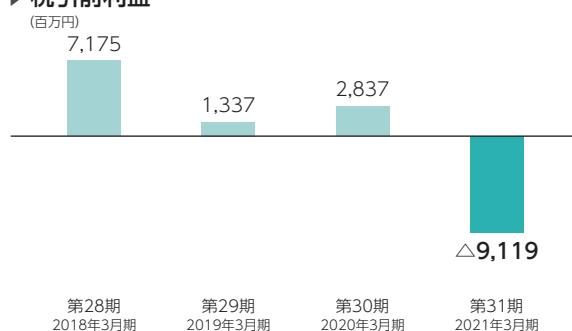
▶ 売上収益

(百万円)



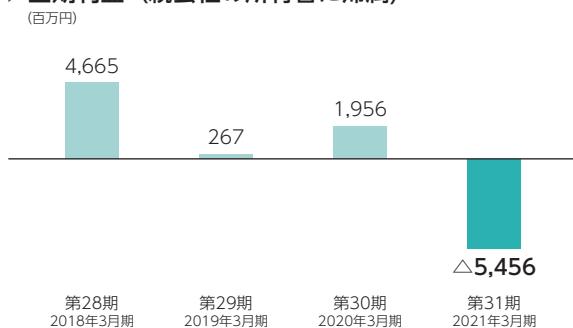
▶ 税引前利益

(百万円)



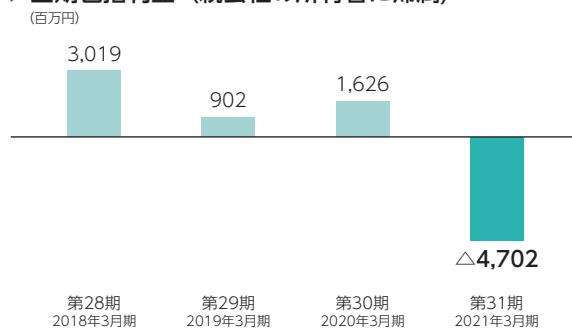
▶ 当期利益（親会社の所有者に帰属）

(百万円)



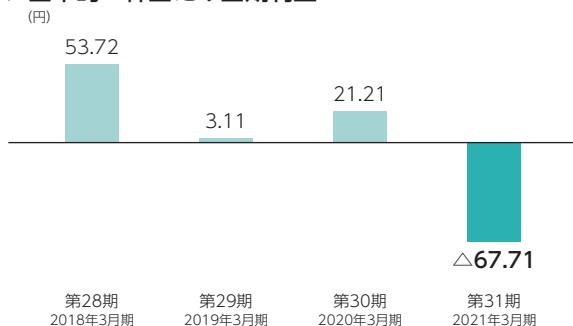
▶ 当期包括利益（親会社の所有者に帰属）

(百万円)



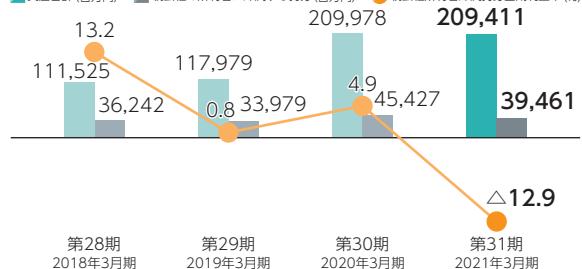
▶ 基本的1株当たり当期利益

(円)



▶ 資産合計／親会社の所有者に帰属する持分／ 親会社所有者帰属持分当期利益率

■ 資産合計 (百万円) ■ 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円) ● 親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)



6 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東 利 多 控 股 有 限 公 司	2,452,338 千香港ドル	100%	海外事業の統括管理
台 湾 東 利 多 股 份 有 限 公 司	52,500 千台湾ドル	100%	レストラン経営等
株 式 会 社 丸 亀 製 麵	10 百万円	100%	レストラン経営等
株 式 会 社 ア ク テ ィ ブ ソ ース	10 百万円	100%	レストラン経営等
株 式 会 社 Z U N D	30 百万円	100%	レストラン経営等
Tam Jai International Co. Limited	10 千香港ドル	100%	レストラン経営等
株 式 会 社 ソ ノ コ	100 百万円	100%	化粧品販売等
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	18 千ユーロ	80%	FC運営等
株 式 会 社 T G F	10 百万円	59%	農産物の販売等
TORIDOLL DINING CORPORATION	142 米ドル	100%	持株会社
MARUGAME UDON USA, LLC	3,301 千米ドル	83%	レストラン経営等
M C G R O U P P T E . L T D .	300 千シンガポールドル	70%	レストラン経営等

- (注) 1. 2020年4月1日付で、株式会社トリドールジャパンは、商号を株式会社丸亀製麵に変更しております。
2. 当社は、2020年4月1日に株式交換により株式会社アクティブソースの株式39株を取得し、完全子会社といたしました。
3. 当社は、2020年4月1日に株式交換により株式会社ZUNDの株式70株を取得し、完全子会社といたしました。
4. 2021年1月1日に吸収合併により旧株式会社いなみ野ファーム（存続会社）が、旧株式会社トリドールメリリー牧場（消滅会社）を吸収合併し、商号を株式会社TGFに変更いたしました。

7 主要な拠点等

- ① 当社
 本社 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
 神戸オフィス 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 ※神戸オフィスは、2021年9月30日に閉鎖する予定です。
- ② 主要な子会社の事業所
 株式会社丸亀製麺
 本社 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 ※2021年6月1日付で、本店所在地を東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号へ変更しております。

株式会社肉のヤマキ商店
 本社 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 ※2021年6月1日付で、本店所在地を東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号へ変更しております。

株式会社トリドールジャパン
 本社 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
 ※2021年6月1日付で、本店所在地を東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号へ変更しております。

営業店舗 セグメント別・地域別の店舗数は以下のとおりです。

セグメント	地域別店舗数			
丸 亀 製 麺	北 海 道	28店舗	近 畿	165店舗
	東 北	41店舗	中 国	64店舗
	関 東	288店舗	四 国	23店舗
	中 部	169店舗	九 州	77店舗
			小 計	855店舗
そ の 他	北 海 道	1店舗	近 畿	63店舗
	東 北	4店舗	中 国	5店舗
	関 東	66店舗	四 国	8店舗
	中 部	19店舗	九 州	14店舗
			小 計	180店舗
営業店舗合計				1,035店舗

③ 子会社（②で挙げたものを除く。）

会社名	所在地	店舗数
MARUGAME UDON USA, LLC	デラウェア	10店舗
TORIDOLL KOREA CORPORATION	ソウル	5店舗
台湾東利多股份有限公司	台北	42店舗
GEORGE'S CORPORATION	ホノルル	1店舗
TOKYO TABLE HOLDINGS, LLC	ロサンゼルス	1店舗
WOK TO WALK INTERNATIONAL, SOCIEDAD LIMITADA	バルセロナ	106店舗
株式会社ソノコ	東京	1店舗
株式会社アクティブソース	東京	41店舗
株式会社ZUNO	姫路	44店舗
Tam Jai International Co. Limited	香港	147店舗
TORIDOLL (CAMBODIA) COMPANY LIMITED	プノンペン	4店舗
MC GROUP PTE. LTD.	シンガポール	16店舗
営業店舗合計		420店舗

④ 海外FC等

地域名・国名	店舗数
中国（香港を含む）	66店舗
マレーシア	43店舗
インドネシア	77店舗
アメリカ	59店舗
その他	47店舗
営業店舗合計	292店舗
営業店舗総合計	1,747店舗

8 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,475名 [12,851名]	336名増 [2,507名減]

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除いた就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

9 主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三井住友銀行	16,393
株式会社三菱UFJ銀行	14,031
株式会社みずほ銀行	14,010
株式会社日本政策投資銀行	9,473
三井住友信託銀行株式会社	4,177
株式会社山陰合同銀行	2,755
J A 兵庫 信 連	2,439

2 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数

普通株式 230,400,000株

(注) 2020年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い発行可能株式総数は、115,200,000株増加しております。

2 発行済株式の総数

普通株式 87,221,952株（自己株式858,344株が含まれております。）

(注) 1. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は、43,571,676株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は78,600株増加しております。

3 株主数

128,915名

4 大株主の状況

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
栗田貴也	27,575,472	31.93
有限会社ティアーアンドティアー	11,160,000	12.92
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	3,736,000	4.33
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,942,300	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,695,100	1.96
日本カストディ銀行（信託口5）	744,900	0.86
日本カストディ銀行（信託口6）	662,300	0.77
日本カストディ銀行（信託口1）	600,200	0.69
アリアケジヤパン株式会社	600,000	0.69
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 5 8 1	461,263	0.53

(注) 1. 当社は、自己株式を858,344株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	6,822株	3名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3 3 取締役の報酬等の額」に記載しております。

6 その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年4月1日付で株式交換を実施したことにより、当社自己株式936,626株を処分しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗田 貴也	取締役会議長、指名委員、報酬委員
常務取締役	田中 公博	国内事業本部長 海外事業本部、BT本部、立地開発部担当 Tam Jai International Co. Limited.取締役
取締役	神原 政敏	SCM本部長 兼 商品開発部長
取締役 （監査等委員）	梅木 利泰	指名委員長、報酬委員長 日野総合会計事務所所長、公認会計士 SFCブレインコンサルティング株式会社代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー代表社員
取締役 （監査等委員）	梅田 浩章	指名委員、報酬委員 梅田浩章公認会計士事務所所長、公認会計士 不二精機株式会社社外監査役 株式会社イーサーブ代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー社員
取締役 （監査等委員）	片岡 牧	指名委員、報酬委員 堂島法律事務所 弁護士

- （注）
1. 取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役（監査等委員）梅木利泰氏および梅田浩章氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を法務コンプライアンス部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。
 5. 常務取締役小林寛之氏は、2020年6月26日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、取締役に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の取締役としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

③ 取締役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2017年5月31日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2021年2月22日開催の取締役会においてこれを改定しております。なお、2021年2月22日の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会から答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ 基本的な考え方

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の割合を高め、もって取締役（監査等委員を除く）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値の共有を早期に促進するため、基本報酬のほか、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）ならびに長期インセンティブ報酬（ストック・オプションおよび譲渡制限付株式）で構成するものとします。

取締役（監査等委員）の報酬は、基本報酬および長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）で構成するものとします。

ロ 報酬決定手続

当社は、取締役（監査等委員を除く）の報酬を決定するにあたり、外部専門機関により役員報酬調査データ（報酬の種類ごとの割合を含む）に基づく助言を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の報酬水準の客観性を確保しております。

また、2020年12月の報酬委員会設置後は、独立社外取締役（監査等委員）全員（3名）が委員かつその過半数を占める報酬委員会の答申を経て取締役（監査等委員を除く）の報酬（報酬の種類ごとの割合を含む）を決定しております。同委員会設置以前も、監査等委員会において意見陳述権（会社法第361条第6項）の行使を判断するにあたり、取締役（監査等委員を除く）の報酬内容が業績や職務の遂行状況に照らして相当かどうかを審議しておりました。

なお、取締役（監査等委員）の報酬は、監査等委員の協議により決定されます。

ハ 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の概要

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬の総額は、取締役会があらかじめ設定した当該事業年度の支給総額を上限とし、当社グループの当該事業年度の連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を基準に、取締役会があらかじめ設定した予算目標額の達成額に応じて決定されます。当社では、公表される数値であり、また企業規模および収益性を示す基準として明快であることから、連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の指標として採用しております。

また、各取締役（監査等委員を除く）には、上記の業績連動報酬総額を役職位ごとに取締役会であらかじめ定めた役職別計数により按分した金額を支給します。

二 長期インセンティブ報酬（非金銭報酬等）の内容

長期インセンティブ報酬（非金銭報酬等）は、当社株式（譲渡制限付株式）及び当社新株予約権（ストック・オプション）で構成されます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額は、取締役会で決定します。なお、取締役会の決議によって代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、ストック・オプションの付与は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員）の長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は監査等委員の協議で決定します。

②当該事業年度にかかる報酬等の総額等

当事業年度におきましては、取締役の個人別の報酬等のうち短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）について、2020年6月26日開催の取締役会で支給総額および予算目標額を設定しております。当事業年度における連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期損失は前記「1 企業集団の現況に関する事項」のとおりであり、これら業績指標の実績に基づき下記の報酬額が算定されております。

また、基本報酬の額は2020年6月26日開催の取締役会において、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式）に係る金銭報酬債権の額は同年7月14日開催の取締役会において、いずれも代表取締役社長栗田貴也氏に具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、同人において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループ全体の経営状況や各取締役の業務遂行状況を最も熟知し、各取締役の業績や目標を考慮して最も的確な金額を決定できると判断したためであります。なお、決定に先立ち、2020年5月13日に代表取締役社長より監査等委員会に対して短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）を含む取締役（監査等委員を除く）の報酬全体について説明を行い、監査等委員会において審議の結果、算出の公正性、業績との連動性等を勘案し、妥当であるとの決議がなされております。

取締役会は、上記の手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容は短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）を含め、決定方針に沿うものであると判断しております。

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	119	106	6	6	4
（うち社外取締役）	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)
取締役（監査等委員）	13	13	-	0	3
（うち社外取締役）	(13)	(13)	(-)	(0)	(3)
合計	132	120	6	6	7
（うち社外取締役）	(13)	(13)	(-)	(0)	(3)

- (注) 1. 上記非金銭報酬の額には、2018年6月28日開催の株主総会決議および取締役会決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）1百万円、取締役（監査等委員）0百万円）を含んでおります。また、2017年6月29日開催の株主総会決議および取締役会決議、2018年7月9日開催の取締役会決議、2019年7月9日開催の取締役会決議ならびに2020年7月14日開催の取締役会決議により、譲渡制限付株式として付与した株式に係る当事業年度中の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）5百万円）を含んでおります。
2. 上記には、2020年6月26日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
3. 当事業年度の非金銭報酬等は当社株式（譲渡制限付株式）であり、交付状況は事業報告「2 5 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載しております。
4. 2015年6月26日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は年額5億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）となります。
5. 2015年6月26日開催の第25期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）となります。
6. 2017年6月29日開催の第27期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額は前記報酬等総額年額5億円の範囲内で年額3,600万円以内、交付する当社普通株式の総数は29,460株以内（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）となります。
7. 2018年6月28日開催の第28期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記報酬等総額年額5億円の範囲内、付与する新株予約権総数は230個、その目的である株式総数は46,000株（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。また、当該株主総会において、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記報酬等総額年額1億円の範囲内、付与する新株予約権総数は45個、その目的である株式総数は9,000株（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（付与対象は3名）（うち、社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）となります。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容
取締役 (監査等委員)	梅木利泰	日野総合会計事務所 SFCブレインコンサルティング株式会社 監査法人アイ・ピー・オー	所代表取締役社長 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	梅田浩章	梅田浩章公認会計士事務所 不二精機株式会社 株式会社イーサーブ 監査法人アイ・ピー・オー	所社外監査 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	片岡牧	堂島法律事務所	弁護士

(注) 各兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	梅木利泰	当事業年度における取締役会に19回中19回、監査等委員会14回のうち14回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員長として監査等委員会監査を立案および主導するとともに、2020年12月に設置された指名委員会および報酬委員会の委員長として両委員会の審議を主導しました。
取締役 (監査等委員)	梅田浩章	当事業年度における取締役会に19回中18回、監査等委員会14回のうち13回出席し、公認会計士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員として監査等委員会監査を精力的に実施するとともに、2020年12月に設置された指名委員会および報酬委員会の委員として両委員会で積極的に発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	片岡牧	当事業年度における取締役会に19回中19回、監査等委員会14回のうち14回出席し、弁護士としての高い見識から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査等委員として監査等委員会監査を精力的に実施するとともに、2020年12月に設置された指名委員会および報酬委員会の委員として両委員会で積極的に発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人に対する報酬

	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当社	92百万円	－百万円
連結子会社	－百万円	－百万円
計	92百万円	－百万円

② 会計監査人と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に対する報酬（①を除く）

	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当社	16百万円	4百万円
連結子会社	28百万円	5百万円
計	44百万円	9百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「税務アドバイザー業務」等を委託し、その対価を支払っております。
4. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬16,594千円を支払っております。
5. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に適正な利益還元を行うことは、企業目的の重要な課題であると考えており、グループの成長のために必要な投資を行うため内部留保の充実を図りながら、業績に応じた安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期につきましては、2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の処分に関する決議をいたしました。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 4円50銭

総額 3億89百万円

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月15日

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載しております数値は、四捨五入により表示しております。

## 連結計算書類

### 連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>     |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>32,823</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>54,412</b>  |
| 現金及び現金同等物       | 24,969         | 営業債務及びその他の債務    | 12,232         |
| 営業債権及びその他の債権    | 5,497          | 短期借入金           | 7,022          |
| 棚卸資産            | 718            | 1年以内返済予定の長期借入金  | 13,295         |
| その他の流動資産        | 1,638          | リース負債           | 14,429         |
| <b>非流動資産</b>    | <b>176,588</b> | 未払法人所得税         | 1,215          |
| 有形固定資産          | 31,955         | 引当金             | 970            |
| 使用権資産           | 78,110         | その他の流動負債        | 5,249          |
| 無形資産及びのれん       | 40,258         | <b>非流動負債</b>    | <b>115,059</b> |
| 持分法で会計処理されている投資 | 3,684          | 長期借入金           | 41,974         |
| その他の金融資産        | 13,706         | リース負債           | 66,605         |
| 繰延税金資産          | 7,778          | 引当金             | 4,002          |
| その他の非流動資産       | 1,096          | 繰延税金負債          | 1,383          |
|                 |                | その他の非流動負債       | 1,096          |
|                 |                | <b>負債合計</b>     | <b>169,471</b> |
|                 |                | <b>資本の部</b>     |                |
|                 |                | 親会社の所有者に帰属する持分  | 39,461         |
|                 |                | 資本金             | 4,208          |
|                 |                | 資本剰余金           | 2,348          |
|                 |                | その他資本性金融商品      | 10,847         |
|                 |                | 利益剰余金           | 23,131         |
|                 |                | 自己株式            | △1,026         |
|                 |                | その他の資本の構成要素     | △46            |
|                 |                | 非支配持分           | 478            |
|                 |                | <b>資本合計</b>     | <b>39,940</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>209,411</b> | <b>負債及び資本合計</b> | <b>209,411</b> |

## 連結純損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目         | 金額       |          |
|------------|----------|----------|
| 売上収益       |          | 134,760  |
| 売上原価       |          | △34,729  |
| 売上総利益      |          | 100,031  |
| 販売費及び一般管理費 | △103,903 |          |
| 減損損失       | △6,674   |          |
| その他の営業収益   | 4,959    |          |
| その他の営業費用   | △1,749   | △107,367 |
| 営業損失 (△)   |          | △7,336   |
| 金融収益       | 163      |          |
| 金融費用       | △1,069   | △906     |
| 持分法による投資損益 |          | △877     |
| 税引前損失 (△)  |          | △9,119   |
| 法人所得税費用    |          | 3,700    |
| 当期損失 (△)   |          | △5,419   |
| (内 訳)      |          |          |
| 親会社の所有者    |          | △5,456   |
| 非支配持分      |          | 37       |

## 計算書類

### 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額             | 科目               | 金額             |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>資産の部</b>     |                | <b>負債の部</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>23,547</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>28,866</b>  |
| 現金及び預金          | 11,647         | 買掛金              | 2,471          |
| 営業未収入金          | 7,863          | 短期借入金            | 7,000          |
| 原材料及び貯蔵品        | 16             | 1年内返済予定の長期借入金    | 12,737         |
| 前払費用            | 1,028          | リース債務            | 277            |
| 短期貸付金           | 2,052          | 未払金              | 4,209          |
| 未収入金            | 663            | 未払費用             | 521            |
| その他             | 511            | 未払法人税等           | 242            |
| 貸倒引当金           | △233           | 預り金              | 45             |
| <b>固定資産</b>     | <b>101,725</b> | 賞与引当金            | 42             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>26,487</b>  | 店舗閉鎖損失引当金        | 87             |
| 建物              | 18,706         | 設備関係未払金          | 827            |
| 構築物             | 1,413          | 資産除去債務           | 373            |
| 車両              | 6              | その他              | 34             |
| 工具器具及び備品        | 4,597          | <b>固定負債</b>      | <b>56,670</b>  |
| リース資産           | 1,693          | 長期借入金            | 51,117         |
| 建設仮勘定           | 71             | リース債務            | 2,380          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>267</b>     | 資産除去債務           | 3,039          |
| ソフトウェア          | 264            | その他              | 133            |
| 電話加入権           | 1              | <b>負債合計</b>      | <b>85,536</b>  |
| 商標権             | 1              | <b>純資産の部</b>     |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>74,971</b>  | <b>株主資本</b>      | <b>39,263</b>  |
| 関係会社株式          | 53,092         | <b>資本金</b>       | <b>4,228</b>   |
| 関係会社出資金         | 0              | <b>資本剰余金</b>     | <b>4,285</b>   |
| 投資有価証券          | 22             | 資本準備金            | 4,285          |
| 長期貸付金           | 8,500          | <b>利益剰余金</b>     | <b>31,767</b>  |
| 長期前払費用          | 155            | 利益準備金            | 8              |
| 敷金・保証金          | 6,233          | その他利益剰余金         | 31,760         |
| 建設協力金           | 4,366          | 別途積立金            | 13,379         |
| 繰延税金資産          | 5,125          | 繰越利益剰余金          | 18,381         |
| その他             | 1,112          | <b>自己株式</b>      | <b>△1,018</b>  |
| 貸倒引当金           | △3,634         | <b>新株予約権</b>     | <b>473</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>125,272</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>39,736</b>  |
|                 |                | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>125,272</b> |

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額     |        |
|--------------|--------|--------|
| 売上高          |        | 74,583 |
| 売上原価         |        | 40,495 |
| 売上総利益        |        | 34,088 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 30,487 |
| 営業利益         |        | 3,601  |
| 営業外収益        |        |        |
| 受取利息         | 174    |        |
| 受取配当金        | 5,018  |        |
| 為替差益         | 14     |        |
| その他          | 192    | 5,397  |
| 営業外費用        |        |        |
| 支払利息         | 998    |        |
| その他          | 321    | 1,319  |
| 経常利益         |        | 7,678  |
| 特別利益         |        |        |
| 新株予約権戻入益     | 5      |        |
| その他          | 3      | 9      |
| 特別損失         |        |        |
| 減損損失         | 4,228  |        |
| 店舗閉鎖損失引当金繰入額 | 197    |        |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 422    |        |
| その他          | 196    | 5,044  |
| 税引前当期純利益     |        | 2,644  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 116    |        |
| 法人税等調整額      | △1,373 | △1,257 |
| 当期純利益        |        | 3,901  |

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社トリドールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野隆樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上野陽一 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トリドールホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社トリドールホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡野隆樹 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上野陽一 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トリドールホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、コーポレートガバナンス・コードの適用状況を重点項目とし、会社の内部監査部門との連携の上、リスクマネジメント委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要事項及びその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社トリドールホールディングス 監査等委員会

監査等委員 梅 木 利 泰 ㊞

監査等委員 梅 田 浩 章 ㊞

監査等委員 片 岡 牧 ㊞

(注) 監査等委員 梅木 利泰、監査等委員 梅田 浩章、監査等委員 片岡 牧は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 第31期 定時株主総会 会場ご案内図



## ベルサール渋谷ガーデン

〒150-0036 東京都渋谷区南平台町16-17  
住友不動産渋谷ガーデンタワー 1F

お電話でのお問い合わせ \_\_\_\_\_

**03-4221-8913** (当社総務部)

## アクセス

〔アクセス詳細は「ベルサール渋谷ガーデン」HPよりご確認ください。  
[https://www.bellesalle.co.jp/shisetsu/shibuya/bs\\_shibuyagarden/](https://www.bellesalle.co.jp/shisetsu/shibuya/bs_shibuyagarden/)〕

- 京王井の頭線「神泉駅」南口より徒歩6分
- 銀座線・半蔵門線・副都心線・田園都市線・東横線  
「渋谷駅」A0出口より徒歩9分
- JR線「渋谷駅」西口より徒歩10分